

授業料等の支援制度・奨学金制度について

はじめに

都立高校での学校生活を過ごすにあたり、必要となる費用として主に“授業料”と“学校徴収金”の2種類があります。

授業料…年額 118,800 円。年二回の口座振替による支払いとなります。

学校徴収金…①学年積立金②生徒会費③PTA 会費(任意加入)の三種類。5～9月にかけて毎月定額の引落を行い、教材や修学旅行費等に使用します。

授業料やその他費用について、国、又は東京都が実施している支援制度についてご案内します。いずれも申請が必要な制度となっていますので、ぜひご確認ください。

授業料支援制度

① 就学支援金

都立学校に在学する生徒を対象に、最大 36 か月（定時制及び通信制の課程においては 48 か月）にわたり、授業料を国が支援する制度です。新入生は 4 月と 7 月、在学学生は 7 月に毎年申請を行う必要があります。申請により認定を受けると、期間中の授業料負担が無くなります。

東京都教育委員会 HP「就学支援金事業について」

(<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>)

② 授業料免除(無償化)制度

都立学校に在学する生徒のうち、就学支援金が所得制限により、不認定となった世帯に対し、東京都が保護者に代わり授業料を負担する制度です。

東京都教育委員会 HP「都立高等学校等における授業料免除制度について」

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/tuition_waiver.html)

給付金・給付型奨学金制度

① 奨学のための給付金

生活保護受給世帯、並びに住民税所得割額が非課税の世帯を対象に、教材費、生徒会費、入学用品等への使用を想定した現金給付を行う国の制度です。また、こ

こちらは学年積立金への充当が可能な制度となっています。

東京都教育委員会 HP「奨学のための給付型奨学金」

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship_public_school.html)

② 給付型奨学金

生活保護受給世帯、並びに世帯年収が概ね 350 万円未満の世帯を対象に、生徒が学校で選択的教育活動（検定試験、模試等）に参加するために必要な経費や、修学旅行費、教材費等の一部を東京都が代わりに支払う制度です。

東京都教育委員会 HP「東京都立学校等給付型奨学金制度」

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/non-refundable_scholarship.html)

<お問い合わせ先>

東京都立青梅総合高等学校

経営企画室 学事担当

電話番号：0428(22)7604

受付時間：平日 9 時～16 時 30 分